熊本県土地利用規制等対策費交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)の円滑な運営を図るため、市町村に対し予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(交付金の交付の対象)

- 第2条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付金事業」という。)は、 次のとおりとする。
 - (1) 土地取引の届出に関する事業
 - (2) 土地取引の無届に関する事業
 - (3) 遊休土地の利用促進に関する事業
- 2 交付金事業を行う者(以下「交付金事業者」という。)は市町村長とする。
- 3 交付金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。
 - (1) 土地売買等届出書の受付、意見書の作成等土地取引の届出に係る事務に 要する経費
 - (2) 規制状況確認票の作成等土地取引の無届等に係る事務に要する経費
 - (3) 遊休土地に係る通知の申出、利用又は処分に関する計画の届出書の受理、意見書の作成等遊休土地の利用促進事務に要する経費

(交付金の交付額)

- 第3条 交付金の交付額は、前条第1項各号に掲げる事業に関するものとして、 次に掲げる交付基準によるものとする。ただし、その額が交付金事業に要す る経費の額を超える場合は、当該経費の額とする。
 - (1) 均等割 交付金総額のおおむね2割は、4月1日における県内全市町村に均等に配分するものとする。
 - (2) 実績割 交付金総額のおおむね8割は、次のア及びイまでに掲げる件数 を基礎とした算定方法により配分するものとする。
 - ア 過去3年における法第23条第1項の規定による届出の件数に、当該期間の無届取引等の報告の件数を加えた件数を3で除したもの
 - イ 法第6章に基づく遊休土地制度に係る遊休土地通知申出の件数

(交付金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する交付金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、同条第2項に規定するこれに添付すべき書類は、別表のとおりとする。

(交付金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定の通知は、交付金交付決定 通知書(別記様式第2号)により行う。

(交付金事業の内容等の変更)

- 第6条 規則第7条第1項に規定する交付金事業の内容等の変更事由は、交付金事業に要する経費の20パーセントを超える減額を行う場合とする。
- 2 規則第7条第1項に規定する交付金変更申請書は、別記様式第3号のとおりとする。
- 3 規則第7条第2項に規定する交付金事業の内容等の変更の決定通知は、交付金変更交付決定通知書(別記様式第4号)により行う。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により交付申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(状況報告)

第8条 規則第11条に規定する事業遂行状況報告書は、別記様式第5号により行う。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条に規定する交付金事業実績報告書は、別記様式第6号の とおりとし、これに添付すべき書類は、別表のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、交付金事業が完了した日から起算して 20日以内又は交付金の決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日の いずれか早い日までとする。

(交付金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知は、交付金交付確 定通知書(別記様式第7号)により行う。 (交付金の請求等)

第11条 規則第16条第1項に規定する交付金交付請求書は、別記様式第8号とし、同条第2項に規定する交付金概算払請求書の様式は、前記同様式第8号を準用する。

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条に規定する証拠書類の保管期間は、交付金事業完了の 日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(市町村合併による特例)

- 第13条 第5条に規定する交付金の交付決定の通知を行った後に市町村合併が行われた場合は、交付決定した交付金額の合計額をもって合併後の市町村に対して交付決定したものとみなす。
- 2 前項の場合における第6条第1項の規定の適用については、合併前の市町 村における交付金事業ごとに行うものとする。
- 3 第1項の場合における第9条に規定する交付金事業実績報告書に添付すべき書類については、合併前の市町村の交付金事業ごとに提出するものとする。

(雑 則)

第14条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要項は、昭和60年7月24日から施行し、昭和60年4月1日から 適用する。
- 2 熊本県土地利用規制等対策費補助金交付要項(昭和57年4月1日施行) は廃止する。

附則

この要項は、平成9年5月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成10年5月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年7月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年4月7日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年7月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年6月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年5月11日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成28年8月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

 第
 号

 年
 月

 日

熊本県知事様

市町村長 氏 名

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本 県土地利用規制等対策費交付金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて 申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付金事業に要する経費 別紙のとおり

3 交付金事業の実施期間 開始年月日 年月日

完了予定年月日 年 月 日

別表(様式第1号)

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業に要する経費及び内訳

事業に要する経費

(1) 経費

事業区分	交付金事業に要する経費	県交付金	市町村負担額
土地利用調整事業			

(2) 経費の内訳

(-)	<u>/ 注 </u>		支出予定額	算	出	基	礎	備	考
旅		費							
賃		金							
報	償	費							
需	用	費							
役	務	費							
使用	用料及び賃	借料							
合		計							

地振第号年月日

市町村長 様 (国土利用計画法担当課取扱)

熊本県知事

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 で申請のありました 年度熊本県 土地利用規制等対策費交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により 金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知 します。

第号年月日

熊本県知事様

市町村長

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金変更申請書

年 月 日付け地振第 号で交付決定通知のあった、 年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県土地利用規制等対策費交付金交付要項第6条の規定により申請します。

記

- 1 交付金交付申請額 金 円(変更前交付金申請額 円)
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容 別表のとおり

別表(様式第3号)

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業に要する変更後の経費及び内訳

事業に要する経費

(1) 経 費

事業区分	交付金事業に要する経費	県交付金	市町村負担額
土地利用調整事業	()	()	()

(2) 経費の内訳

(2)	(2) 経貿の内訳											
3	対象経費	豊		支出予定額		算	出	基	ţ	礎	備	考
旅		費	()	()		
賃		金	()	()		
報	償	費	()	()		
需	用	費	()	()		
役	務	費	()	()		
使用	料及び 料	賃借	()	()		
合		計	()	()		

変更前を上段の()に記載し、変更後を下段に記載すること。

第号年月日

市町村長様

熊本県知事

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県土地利用規制等対策費交付金の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、 年度熊本県土地利用規制等対策費交付金金 円(前回までの交付決定額金 円)に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

第 号

年 月 日

熊本県知事

樣

市町村長

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県土地利用規制等対策費交付金交付要項第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

交付金事業に係る収支状況

(年月日現在)

対象経費	支出予定額	支出済額	残	額	備	考
旅費						
賃 金						
報 償 費						
需 用 費						
役 務 費						
使用料及び						
賃借料						
合 計						

 第
 号

 年
 月

 日

熊本県知事様

市町村長

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業実績報告書

年 月 日付け地振第 号の交付決定通知に基づき、 年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県土地利用規制等対策費交付金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 交付金の交付決定額及び精算額

 交付金交付決定額
 金
 円

 交付金精算額
 金
 円

2 交付金事業の実施期間

 開始年月日
 年 月 日

 完了年月日
 年 月 日

3 交付金事業の実績等 交付金事業精算書 別表のとおり

別表(様式第6号)

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金事業精算書

交1	∕늯	一个	車	米	丰	笞	聿
'X'	ار ا	777	₽	未	Λ日	早	吉

歳入 (款) (頃) (目) (節) 歳出 (款) (頃) (目)

			人玩 (示人) (垻)	(日)			
対	象経	費	支出予定額	精算額	差引額	県交付金	市町村負担額	備考
旅		費	円	円	円			
賃		金						
報	償	費						
需	用	費						
役	務	典						
	用料及 賃借料							
合		計						

地振第 号年 月 日

市町村長様

熊本県知事

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金交付確定通知書 年 月 日 第 号で交付決定しました 年度熊本県土地利

用規制等対策費交付金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額 金 円 2 交付決定額 金 円

 第
 号

 年
 月

 日

熊本県知事様

市町村長

年度熊本県土地利用規制等対策費交付金交付請求書

年 月 日付け地振第 号で確定の通知のあった熊本県土地利用規制等対策費交付金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県土地利用規制等対策費交付金交付要項第11条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

押印省略の場合には、以下の内容を必ず記載してください。

書類発行責任者	電話番号	
担 当 者	電話番号	